

## 日本薬剤師会 資料

### 資料 3 - 1

平成 29 年度 日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議 次第 1

### 資料 3 - 2

改訂カリキュラムに関するトライアル実習の拡大について 2

### 資料 3 - 3

薬剤師行動規範（委員会案） 3



## 平成29年度 日本薬剤師会薬局実務実習担当者全国会議 次第

日時：平成29年7月30日（日）12：40～16：30

場所：日本薬剤師会会議室（東京都新宿区四谷3-3-1 四谷安田ビル8階）

参加者：都道府県薬剤師会薬局実務実習担当役員各2名及び日本薬剤師会薬学教育委員会委員、担当役員

（敬称略）

司会：日本薬剤師会 理事 大原 整

1. 開会挨拶 12：40-12：50 【10分】

日本薬剤師会 副会長 田尻 泰典

2. 「薬学実務実習に関するガイドライン」の周知徹底について 12：50-13：30 【40分】

薬学実務実習に関する連絡会議ワーキンググループ構成員

日本薬剤師会 薬学教育委員会委員 小佐野 博史

3. 改訂コアカリで求められる実務実習にむけて～「指導手引き（改訂版）」を利用した実習の進め方～

13：30-14：20 【50分】

日本薬剤師会 薬学教育委員会委員長 山田 純一

－休憩（14：20-14：30）10分－

4. トライアル実習を行った指導薬剤師からの報告

－1 トライアル実習を行って 14：30-14：45 【15分】

日本薬剤師会 薬学教育委員会委員 成重 賢司

－2 トライアル実習実施報告 14：45-15：00 【15分】

東京都薬剤師会 実務実習委員会委員長 猿橋 裕子

5. 現行の実務実習モデル・コアカリキュラムに基づく評価について 15：00-15：15 【15分】

6. 認定実務実習指導薬剤師制度の変更点等について 15：15-15：25 【10分】

日本薬剤師会 常務理事 永田 泰造

－休憩・場面転換（15：25-15：35）10分－

7. 質疑応答 15：35-16：00 【25分】

進行：日本薬剤師会 薬学教育委員会副委員長 三宅 圭一

8. 文部科学省挨拶 16：00-16：10 【10分】

文部科学省 高等教育局医学教育課薬学教育専門官 前島 一実

9. 厚生労働省挨拶 16：10-16：20 【10分】

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 医薬情報室長 紀平 哲也

10. 閉会挨拶 16：20-16：30 【10分】

日本薬剤師会会長 山本 信夫

日薬業発第174号

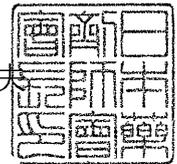
平成29年8月29日

薬学教育協議会

代表理事 望月 正隆 様

日本薬剤師会

会長 山本 信夫



### 改訂カリキュラムに関するトライアル実習の拡大について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では平成31年2月より開始される改訂版薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下「改訂カリキュラム」）に基づく実習への円滑な移行のため、平成28年度第Ⅱ期実習より、改訂カリキュラムに関する試行的実習（以下「トライアル実習」）を、貴協議会及び貴協議会内の全国8地区病院・薬局実務実習地区調整機構（以下、「地区調整機構」）と連携する形で、実施して参りました。

今般本会では、本トライアル実習を全国的に拡大していくこととし、貴職にもご出席賜りました7月30日の薬局実務実習担当者全国会議において、都道府県薬剤師会関係者に当該方針につき説明させて頂きました。

ご高尚のとおり、本トライアル実習につきましては、当初から、対象となる大学及び実習生との調整及び連絡業務等に関し、地区調整機構関係者に種々ご協力頂く形で実施して参りました。今後大学との連携を強化し、トライアル実習を全国的に拡大していく上で、地区調整機構の果たす役割はますます重要になることと存じます。

つきましては、貴職におかれましては、トライアル実習の拡大につきご了知賜りますと共に、地区調整機構関係者にもご案内賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2017. 10. 24

## 薬剤師倫理規定の見直しに関する特別委員会案

## 薬剤師行動規範

薬剤師は、国民の信託により、憲法及び法令に基づき、医療の担い手として、人権の中で最も基本的な生命及び生存に関する権利を守る責務を担っている。この責務の根底には生命への畏敬に基づく倫理が存在し、さらに、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまでの業務に関わる、確固たる薬（やく）の倫理が求められる。

薬剤師が人々の信頼に応え、保健・医療の向上及び福祉の増進を通じて社会に対する責任を全うするために、薬剤師と国民、医療関係者及び社会との関係を明示し、ここに薬剤師行動規範を制定する。

## 1. 任務

薬剤師は、個人の生命、尊厳及び権利を尊重し、医薬品の供給その他薬事衛生業務を適切につかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって人々の健康な生活を確保するものとする。

## 2. 最善努力義務

薬剤師は、常に自らを律し、良心と他者及び社会への愛情をもって、保健・医療の向上及び福祉の増進に努め、人々の利益のため職能の最善を尽くす。

## 3. 法令等の遵守

薬剤師は、薬剤師法その他関連法規を正しく理解するとともに、これらを遵守して職務を遂行する。

## 4. 品位及び信用の維持と向上

薬剤師は、常に品位と信用を維持し、更に高めるように努め、その職務遂行にあたって、これを損なう行為及び信義にもとる行為をしない。

## 5. 守秘義務

薬剤師は、職務上知り得た患者等の情報を適正に管理し、正当な理由なく漏洩し、又は利用してはならない。

## 6. 患者の自己決定権の尊重

薬剤師は、患者の尊厳と自主性に敬意を払うことによって、その知る権利及び自己決定の権利を尊重し、これを支援する。

## 7. 差別の排除

薬剤師は、人種、ジェンダー、職業、地位、思想・信条及び宗教等によって個人を差別せず、職能倫理と科学的方法に基づき公正に対応する。

## 8. 生涯研鑽

薬剤師は、生涯にわたり知識と技能の水準を維持及び向上するよう研鑽するとともに、先人の業績に敬意を払い、また後進の育成に努める。

## 9. 学術発展への寄与

薬剤師は、研究や職能の実践を通じて、専門的知識、技術及び社会知の創生と進歩に尽くし、薬学の発展に寄与する。

## 10. 職能の基準の継続的な実践と向上

薬剤師は、科学的原則や社会制度に基づく薬剤師が果たすべき業務の職能基準を定め、その実践、管理、教育及び研究等を通じてその向上を図る。

## 11. 多職種間の連携と協働

薬剤師は、広範にわたる業務を担う薬剤師間の相互協調に努めるとともに、他の医療・介護関係者等と連携、協働して社会に貢献する。

## 12. 医薬品の品質、有効性及び安全性等の確保

薬剤師は、医薬品の創製から、供給、適正な使用及びその使用状況の経過観察に至るまで常に医薬品の品質、有効性及び安全性の確保に努め、また医薬品が適正に使用されるよう、患者等に正確かつ適正な情報提供及び指導を行う。

## 13. 医療及び介護提供体制への貢献

薬剤師は、予防、医療及び介護の各局面において、薬剤師の職能を十分に発揮し、地域や社会が求める医療及び介護提供体制の適正な推進に貢献する。

## 14. 国民の主体的な健康管理への支援

薬剤師は、国民が自分自身の健康に責任を持ち、個人の意思又は判断のもとに健康を維持、管理するセルフケアを積極的に支援する。

## 15. 医療資源の公正な配分

薬剤師は、利用可能な医療資源に限りがあることや公正性の原則を常に考慮し、個人及び社会に最良の医療を提供する。